議会の議員その他非常勤の職員の 公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第三十七号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 の 一 部を改正する

奈良県条例第十五号)の 議会の議員その他非常勤の職員の 一部を次のように改正する。 公務災害補償等に関する条例 (昭和四十二年十二月

第五条に次の一号を加える。

五. た額を基礎として、 給料を支給される職員 任命権者が知事と協議 法第二条第四項に規定する平均給与額 して定める額 0 例により算定し

附則

(施行期日)

- この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 用する。 は死亡又は同日以後に診断によっ 条例第五条の この条例による改正後の 規定は、 この 議会の 条例 \mathcal{O} 議員そ 施行 てその発生が確定した疾病に対する補償について適 \mathcal{O} 日以後に発生した事故に起因する負傷若しく \mathcal{O} 他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する